

短期入所生活サービス重要事項説明書

令和7年 8月 1日

短期入所生活サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づき、説明すべき事項は、次のとおりであります。

1 事業の目的及び運営方針

本事業は、要介護状態にある在宅の高齢者等（利用者）を対象とし、その利用者が可能な限り在宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、心身の能力の維持並びに利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とします。また、本事業所は、常に良好な環境のもと、利用者の人間性を尊重し、家庭的な明るく楽しい雰囲気を有し、利用者及び家族が安心して利用できるための運営を行います。

2 当施設の概要

施設の名称	特別養護老人ホーム「サンファミリア米沢」短期入所生活介護
所在地	〒992-0042 米沢市塩井町塩野 520 番地 電話：0238-26-8255
指定番号	介護老人福祉施設併設短期入所生活介護（山形県 0670400696）

3 当施設の職員体制

職 種	常勤	非常勤	計	勤務体制
施設長	1 人		1 人	常勤 8 時 30 分～17 時 30 分
医師（嘱託）		1 人	1 人	非常勤（週 1 回診療）
生活相談員	3 人		3 人	常勤 8 時 30 分～17 時 30 分
看護職員	6 人	1 人	7 人	常勤 8 時 30 分～17 時 30 分
機能訓練指導員	1 人		1 人	常勤 8 時 30 分～17 時 30 分
介護職員	30(26)人	3(3)人	33(29)人	2 交代勤務（ ）内は介護福祉士
介護支援専門員	5 人		5 人	介護職員 5 名が兼務
事務員	1 人		1 人	常勤 8 時 30 分～17 時 30 分
管理栄養士	2 人		2 人	常勤 8 時 30 分～17 時 30 分
調理員	4 人		4 人	変則勤務
環境整備員	1 人	1 人	2 人	非常勤 8 時 30 分～14 時 30 分

※ 上記職員については、特別養護老人ホームと兼務になります。

4 当施設の設備の概要

項 目		内 容	項 目		内 容
敷地（全体面積）		11,048.9 m ²	食 堂		1 か所(83.2 m ²)
建 物	構 造	鉄筋コンクリート	浴 室	一般浴	1 室(18.2 m ²)
	延べ床面積	3740.7 m ²		特殊浴	1 室(45.7 m ²)
	定 員	80 名(内短期 20 名)	静 養 室		1 室(12.2 m ²)
居 室	1 人室 A	4 室(1 室 15.6 m ²)	医 務 室		1 室(16.8 m ²)
	1 人室 B	4 室(1 室 13.3 m ²)	機 能 訓 練 室		1 か所(83.2 m ²)
	4 人室	3 室(1 室 43.0 m ²)	相談・面接室		1 室(10.3 m ²)

5 サービスの内容

項 目	内 容
(1) 居 室	個室、4 人室があります。
(2) 食 事	朝食：8：00～9：00、昼食：12：00～13：00、夕食：18：00～19：00 ※食堂でおとりいただきます。
(3) 入 浴	週に 2 回入浴していただけます。ただし、身体状況に応じ、特殊浴槽での対応または清拭となる場合がございます。
(4) 介 護	短期入所生活介護サービス計画書に沿って下記の介護を行います。 ・食事介助、入浴介助、更衣介助、排泄介助、体位変換、移動介助等
(5) 機能訓練	訓練室または居室にて機能訓練を行います。
(6) 生活相談	常勤の生活相談員及び介護支援専門員に介護に関する希望等、日常生活に関することを含め相談できます。
(7) 健康管理	短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。また、随時健康相談を受けることができます。
(8) 希望食の提供	通常のメニューの他に希望食を用意することができます。ご希望の方は職員に相談ください。献立により準備に日数のかかるものもありますがご了承ください。料金は別途申し受けます。
(9) 理美容サービス	当施設では、毎週 1～2 回、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

6 料 金

(1) 基本利用料

- ① 介護保険一部負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度等によって利用料が異なります。以下は、1日あたりの自己負担額が1割の場合の金額です。）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室	603円	672円	745円	815円	884円
個室	603円	672円	745円	815円	884円

（注1） その他、専門職配置体制や個人の状況、ご要望に応じた加算があります。詳細は、別途料金表でご説明します。

（注2） 介護保険負担割合証の負担割合が2割または3割と記載されている方は、介護保険一部負担額にその割合を乗じた額になります。

- ② 居住費（ご利用居室のタイプ及び収入状況により自己負担が異なります。）

【一般（基準費用）】 円／日

多床室	915円
個室	1,231円

【負担限度額対象者（認定証の記載）】 円／日

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室	0円	430円	430円	430円
個室	380円	480円	880円	880円

- ③ 食 費（収入状況により自己負担額が異なります。）

【一般（基準費用）】

食事内訳	朝 食	昼 食	夕 食	1日合計
料 金	420円	540円	540円	1,500円

【負担限度額認定対象者（認定証の記載）】 円／日

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
300円	600円	1,000円	1,300円

※負担限度額認定者の1日の食費については、介護保険法に規定する食費負担限度額に基づいて設定しています。

【食事回数別合計額】

	朝食のみ	朝食・昼食	昼食・夕食	夕食のみ
第1段階	300円	300円	300円	300円
第2段階	405円	600円	600円	520円
第3段階①	405円	925円	1,000円	520円
第3段階②	405円	925円	1,040円	520円
基準費用	420円	960円	1,080円	540円

※ 利用者負担額「第1段階～第4段階（基準費用）の対象区分」

利用者負担額	対 象 者
第1段階	・住民税世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・生活保護を受給している方
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方
第3段階①	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下の方
第3段階②	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が120万円超の方
第4段階 （基準費用）	・同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の方 ・住民税を課税されている方

（2）その他の料金（個人の状況、要望に応じて加算する利用料）

別途「利用料金表」をご覧ください。

（3）利用期間の中止

- ・利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。
- ・次の事由に該当する場合は、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。

- ① 利用者が途中退所を希望する場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

（4）お支払方法

【6料金】で記した利用単位毎の料金をもとに計算された合計額をご利用月（1か月）毎に、原則、各金融機関への口座振替の方法でお支払いいただきます。

7 サービス利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお問い合わせください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。
なお、ご利用の予約は、1か月前からとなります。

(注) 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、担当介護支援専門員を通じての利用申し込みとなります。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者の都合で利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

② 自動終了

次に掲げる事由に該当した場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が施設に入所した場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・介護保険サービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がサービス料金の支払いを正当な理由なく、3か月以上遅延し、料金を支払うように催促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合
- ・利用者やご家族等が、当施設や当施設の従業員または他の利用者に対して、この契約を継続し難い背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合

8 当施設利用にあたっての留意事項

項 目	留 意 事 項
面 会	来訪者は、面会時間を遵守し、職員に届け出ください。来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得てください。
外 出	外出の際は、必ず行先と帰所時間を職員に申し出ください。
飲酒・喫煙	飲酒は所定の場所で、施設長の許可を得てから行ってください。また、施設敷地内は禁煙となっています。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合は、賠償いただく場合がございます。
金銭・貴重品の管理	希望する方は、施設でお預かりいたします。
所持品の持ち込み	施設生活上、必要最小限にお願いします。
施設外での受診	(財) 三友堂病院にお願いしてあります。

宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮願います。
ペットの持ち込み	原則として禁止します。

9 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、米沢市内です。

10 緊急時の対応方法

利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じるほか、利用者又は身元引受人が指定する者に対し連絡します。

11 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族及び県、市町村、居宅介護支援事業所等の関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。

12 個人情報の専門機関への提供

介護保険制度や健康管理上など、当施設サービスにあたり必要とされる場合は、介護老人福祉施設入所契約書第 11 条（秘密保持）の趣旨に基づき、市町村並びに介護保険サービス事業者及び医療機関等専門機関に対し、必要な範囲において情報を提供します。なお、退所後も同様の扱いをします。

13 非常災害対策

項 目	対 応
非常災害時の対応	別途定める「サンファミリア米沢消防計画」により対応します。
防 災 設 備	スプリンクラー、非常階段、自動火災報知機、誘導灯、屋内消火栓 非常通報装置、防火扉、シャッター、カーテン等は防災性能を有する物を使用しています。
防 災 訓 練	別途定める「サンファミリア米沢消防計画」により、年 2 回避難訓練を利用者参加の上実施します。
防 火 管 理 者	特養施設長 大武 政通

14 相談・苦情等の窓口

当施設には各種相談の担当者として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご連絡ください。また、要望や苦情、個人情報に関係することなども、生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

項 目	内 容
電 話 番 号	0 2 3 8 (2 6) 8 2 5 5
担 当 部 署	特別養護老人ホームサンファミリア米沢 生活相談員
受 付 時 間	月曜日～金曜日、午前9時～午後4時（祝祭日を除く）

当施設以外に、市町村相談・苦情窓口等においても苦情を申し出ることができます。

項 目	内 容
電 話 番 号	0 2 3 8 (2 2) 5 1 1 1
担 当 部 署	米沢市役所 健康福祉部高齢福祉課

15 当事業者の概要

項 目	内 容
法 人 の 種 別 ・ 名 称	社会福祉法人 米沢弘和会
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	理事長 佐藤 博
本 部 所 在 地	〒992-0077 米沢市大字築沢 3046 番地 電話 0238 (32) 2234
定款の目的に定めた事業	1 介護老人福祉施設 5 訪問介護事業 2 介護老人保健施設 6 居宅介護支援事業 3 短期入所生活介護事業 7 軽費老人ホーム 4 通所介護事業
そ の 他 の 実 施 事 業	1 短期入所療養介護 2 通所リハビリ